

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード<第2.0版>
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人新静岡学園
②設置大学名称	静岡産業大学
③担当部署	企画戦略室企画戦略課
④問合せ先	kikaku@ssu.ac.jp
⑤点検結果の確定日	令和7年9月24日
⑥点検結果の公表日	令和7年10月1日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.ssu.ac.jp/guide/information-disclosure/governance/
⑧本協会による公表	承諾する

【備考欄】

様式Ⅱ

Ⅱ－I. 「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目1－1①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神や基本理念等については、大学HP上で公開し、多様なステークホルダーに明示している。 https://www.ssu.ac.jp/guide/idea/
実施項目1－1②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化のために、機関レベルのみならず学部、学科においても、3つの方針を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にしている。また、自己点検・評価に基づき、カリキュラム等の見直しを行い、教育の質の向上に継続的に取り組んでいる。 (掲載先URL) https://www.ssu.ac.jp/guide/idea/
実施項目1－1③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学長を中心とした全学的な教学マネジメント体制の構築と役割については「静岡産業大学全学教学委員会規程」と「静岡産業大学教授会規程」で定めて明確化するとともに、毎年度、教学マネジメント体制を全教職員に周知している。
実施項目1－1④	説明
教職協働体制の確保	教職協働体制については、学内最高決定機関である「大学協議会」や学内の教育・研究のための事業を企画・運営する各委員会の構成員に必ず教員と職員が加わるように関連諸規程において定めており、教職両面の視点から大学運営を行っている。
実施項目1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	教職員の資質向上に係る取組みについては、学長年次計画（アクションプラン）の中で実施が明確化され、企画戦略室と教務部が共同して年度ごとにFD・SD研修会の実施を推進している。

原則1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	学長方針において5か年計画が策定される中で、年度ごとのアクションプランにおいて具体的な担当者が決められている。
実施項目1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	計画実現のための事業については、担当者からの半期ごとの進捗状況の報告と年度末の学長による確認を実施する体制を構築している。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	「理念とミッション」ならびに「県民大学宣言」に基づいて、地域社会の多様な人材の受入れと地域社会の為に貢献しうる有為な人材の育成を目標としている。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	地域社会の課題解決への協力や、産官学連携の推進の為、多数の県内市町や産業界各団体との包括連携協定を締結し協力体制を構築している。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	アクセシビリティセンター（仮称）の設置に向け、専門家や関係部署と連携して障害や LGBT 等への合理的配慮及び相談体制の構築を進めている。併せて、教職員研修による啓発を行い、多様な背景を持つ構成員が尊重される包摂的な学内環境の充実に努めている。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	理事・評議員の合計 32 名中、女性は 4 名となっており、女性の割合は 12.5% となっている。属性や職業に加え、女性登用含め構成における多様性を重視していく。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	「寄附行為」に、理事の選任に当たっては、私立学校法に規定する資格及び構成に関する要件を遵守することを謳い、理事の人材確保方針を明確にしている。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事選任機関を「理事会」と「評議員会」にするとともに、「寄附行為」に理事会で選任した理事の実数より、評議員会で選任した理事の実数の方が多くなるように規定し、理事会運営の透明性を確保するようにしている。
実施項目 3－1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	新理事就任に際しては、本法人の沿革、大学・中高のこれまでの歩みと現状の課題を共有しつつ、今後の方針などを含め情報の提供を行っている。

原則3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目3－2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	「寄附行為」に、監事の選任に当たっては、 私立学校法 に規定する資格に関する要件を遵守することを謳い、監事の人材確保方針を明確にしている。
実施項目3－2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	私立学校法改正の趣旨を踏まえ、監事監査・会計士監査・内部監査の三様監査を実質化し、法人の適正なガバナンスに資することを目的に、「監事監査規程」及び「内部監査実施基準」を定めている。監事は、期中監査及び期末監査により、教学や会計、業務執行に関するものなど幅広く監査を行っている。また、会計監査人と内部監査人による監査の実施方法及び結果等の状況も確認し、定期的に情報交換を行っている。
実施項目3－2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事には法人の運営及び財務状況に関する情報を共有し、法人の意思決定機関である理事会や常任理事会、諮問機関である評議員会への出席を求め、議案等の調査や意見表明を行っている。 監事への研修として、文部科学省による監事研修会（オンデマンド）等を受講してもらい、学校法人を取り巻く環境に関する理解を深め、監査業務の重要性の認識や専門性の向上に努めもらっている。

原則3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目3－3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の構成割合（法人職員・卒業生・学識経験者）はほぼ均等になるように定めるとともに、役職（教員・職員）・所属校（出身校）・職業などに偏りなく選任するようにしている。
実施項目3－3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員を「理事会」と「評議員会」の2つの機関で選任することで、評議員会運営の透明性を確保するようしている。 ※理事会・評議員会運営細則に基づく運営
実施項目3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	新評議員就任に際しては、本法人の沿革、大学・中高のこれまでの歩みと現状の課題を共有しつつ、今後の方針などを含め情報の提供を行っている。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	災害対策として自然災害から学生・教職員を守るために制定している「静岡産業大学地震防災規程」については、南海トラフ地震に対応した内容への改正を検討している。また、学生及び教職員を対象に「大地震対応マニュアル」を作成し、地震発生後における行動指針を示している。さらに、情報セキュリティへの対応については、「学校法人新静岡学園 情報セキュリティポリシー」を制定し、適切な管理を行っている。2022 年に制定した B C P (事業継続計画) については、今後の状況を踏まえ、見直しを検討している。
実施項目 3－4②	説明
法令等遵守のための体制整備	大学では、「学校法人新静岡学園 中期計画」、「静岡産業大学 学長中期計画」に沿って毎年度策定しているアクションプランの中で、業務実施責任者の明確化、学内全学の諸会議・学部委員会の適切な運営、理事長学長連絡会の定期開催、事務職員・教員の研修実施などを定め、組織ガバナンスの強化を図っている。また、「学校法人新静岡学園 公益通報等に関する規程」を定め、不正行為等の早期発見と是正を図り、本法人における法令遵守体制を整えている。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	情報公開の目的・項目・方法等を明らかにした「学校法人新静岡学園情報公開規程」に基づき、情報公開を推進している。
実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	幅広いステークホルダーの理解促進のため、目的別に大学 HP や各種媒体を活用している。

II－II. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明